

## 別表第 1

## 公衆浴場形式審査表（一般公衆浴場・その他）

件名：

番号	審査事項	適否	指摘事項等
<b>申請書・構造設備概要</b>			
1	公衆浴場営業許可申請書に記載漏れはないか。	規則 1	
2	構造設備等の概要が添付されているか。記載漏れはないか。	規則 1-4	
<b>見取図、施設配置図、平面図等 次の書類が添付されているか。</b>			
3	公衆浴場の敷地から半径 400m 以内の地域の見取図（縮尺、方位並びに地域内の他の公衆浴場の敷地及び当該敷地からの距離を記載したもの）	市規 2(1)	
4	施設配置図（縮尺が記載されたもの） （参考）建築基準法施行規則：方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建物と他の建築物との別、土地の高低、建築物の各部分の高さ、敷地に接する道路の位置及び幅員	市規 2(2)	
5	各階平面図（縮尺が記載され、給排水経路が明示されているとともに、各室の用途が記載されたもの）（受付、履物置き場等構造設備等の概要に記載がある設備の配置場所が明記されているもの） （参考）建築基準法施行規則：方位、壁、開口部の位置	市規 2(2)	
6	立面図（縮尺が記載されたもの） （参考）建築基準法施行規則：開口部の位置、二面以上	市規 2(2)	
7	縦断面図（縮尺が記載されたもの） （参考）建築基準法施行規則：各階の床の高さ、各階の天井の高さ、建築物各部分の高さ、二面以上	市規 2(2)	
8	浴槽の平面図及び縦断面図 （縮尺及びボイラー、ろ過器等の附帯設備の状況が記載されたもの）	市規 2(3)	
9	個室付浴場にあつては、各室の展開図及び配線図	市規 2(4)	
10	脱衣室、洗い場、浴槽等の面積の求積図及びこれらの面積の計算式を記載した書類	市規 2(5)	
<b>その他（保健所長が必要と認める書類等） 次の書類が添付されているか。</b>			
11	法人にあつては、定款又は寄附行為の写し	規則 1-1	
12	法人にあつては、登記事項証明書（写しでも可。事前審査時は提出を不要とする。）	条 2(6)	
13	敷地、施設全体面積、営業面積の求積図及びこれらの計算式を記載した書類	市規 2(7)	
14	浴場内の照明設備の設置箇所を明示した図面及び仕様書	市規 2(7)	
15	浴場内の換気及び空調設備の設置箇所を明示した図面及び仕様書	市規 2(7)	
16	給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合、給排水経路の縦断面経路図	市規 2(7)	
17	蒸気又は熱気を使用する入浴設備の詳細図面	市規 2(7)	
18	条例第 6 条の規定による適用除外施設を設ける場合、適用願及び適用除外する浴室・脱衣室、入浴の対象者、入浴方法等を記載した書類	市規 2(7)	
19	水道水以外の水を飲用させる場合、水質検査結果の写し（事前審査時は提出を不要とする。）	市規 2(7)	
20	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水について水道水以外の水を利用する場合、市規則第 6 条に適合することを証明する水質検査結果の写し（事前審査時は提出を不要とする。）	市規 2(7)	
21	温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合、その物質、又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を示す書類	規則 1-3 市規 2(7)	
特記事項			

規則：公衆浴場法施行規則、条：広島市公衆浴場法施行条例、市規：広島市公衆浴場法施行条例施行規則

## 公衆浴場付加指導形式確認表（一般公衆浴場・その他）

件名：

番号	確認事項	確認	指摘事項等
<b>関連法令等の遵守状況</b>			
1	建築基準法の遵守状況が確認できる書類の提出があるか。 また、検査を受けていない場合は、検査を受ける予定年月日が決まっているか。	規程 <input type="checkbox"/>	
2	消防法の遵守状況が確認できる書類の提出があるか。 また、検査を受けていない場合は、検査を受ける予定年月日が決まっているか。	規程 <input type="checkbox"/>	
3	その他法令等に関して関係部署に確認を行っているか。 (水道、排水関連、風営法等)	規程 <input type="checkbox"/>	
4	管理運営要領の提出はあるか。	規程 <input type="checkbox"/>	
5	関係団体との協議は行われ、申立書の提出があるか。	規程 <input type="checkbox"/>	
特記事項			

規程：広島市公衆浴場の許可事務取扱規程

## 公衆浴場内容審査表（一般公衆浴場）

件名：

番号	審査事項	適否	指摘事項等
<b>申請書の記載事項等</b>			
1	公衆浴場営業許可申請書の記載事項は、正しく記載されているか。 法2-1		
<b>設置場所、適正配置</b>			
2	当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当ではないか。 法2-2		
3	既設の一般公衆浴場との距離を300m以上保っているか。 条3		
<b>一般公衆浴場の基準</b>			
4	温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されると認められる施設であるか。 条2 規程 別紙		
<b>施設全般</b>			
5	出入口、脱衣室、洗い場及び浴槽は、男女を区別し、互いに見通しのきかないように隔壁等が設けられているか。 条4(1)7		
6	浴場の内部が、直接外部から見通しのきかないようにされているか。 条4(1)イ		
7	脱衣室及び洗い場には、適当な換気設備等を設けているか。 条4(1)ウ		
8	脱衣室及び洗い場には、採光の十分な窓を設けているか。（ただし、浴場の構造上これを設けることができない場合は、この限りでない。） 条4(1)エ		
9	履物置場が設けられているか。 条4(1)オ		
10	受付を設けているか。 条4(1)カ		
<b>脱衣室</b>			
11	男女側ともおおむね10m <sup>2</sup> 以上であって、入浴者の数及び浴場の規模に応じた広さを有しているか。 条4(1)キ (7)		
12	男女側とも入浴者の利用に十分な数の施設のできる脱衣箱を設け、その予備として脱衣籠が適当数備えられているか。 条4(1)キ (4)		
<b>洗い場</b>			
13	男女側ともおおむね10m <sup>2</sup> 以上であって、入浴者の数及び浴場の規模に応じた広さとなっているか。 条4(1)ク (7)		
14	床面及び床面からおおむね1mの高さまでの周壁は、石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造されているか。 条4(1)ク (4)		
15	床面は、汚水が停滞しないように勾配及び溝が設けられているか。 条4(1)ク (5)		
16	男女側とも、入浴者の利用に十分な数の給湯栓、給水栓、洗いおけ及び腰掛けを備えているか。 条4(1)ク (エ)		
<b>浴槽</b>			
17	男女側とも表面積を1の浴槽につきおおむね3.24m <sup>2</sup> 以上になっているか。ただし、各浴室に2以上の浴槽を設ける場合の従たる浴槽はこの限りではない。 条4(1)ケ (7)		
18	石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造するとともに、階段を設けて、出入りの便を図るようにされているか。 条4(1)ケ (4)		
19	縁の高さは、洗い場の床面からおおむね0.1m以上とし、洗い場の使用水等が浴槽に流入しない構造となっているか。 条4(1)ケ (5)		
20	浴槽内を十分に清掃できる構造とされているか。 条4(1)ケ (エ)		

## 公衆浴場内容審査表（一般公衆浴場）

件名：

番号	審査事項	適否	指摘事項等
<b>配管設備等</b>			
21	ろ過器を設置する場合は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるろ過器を設置するとともに、ろ過器の前に集毛器を置いているか。	条4(1)コ	
22	循環配管を設置している場合において、条例第5条第11項の規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入できる構造となっているか。（ただし、構造上これにより難しい場合は、この限りでない。）	条5(12)	
23	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しない構造となっているか。（ただし、これにより難しい場合であつて、オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽の清掃及び消毒を定期的に行い、かつ、その湯水を塩素系薬剤等により消毒するときは、この限りでない。）	条5(14)	
24	打たせ湯には、循環している湯水を使用していないか。	条5(16)	
25	シャワーには、循環している湯水を使用していないか。	条5(17)	
26	気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造になっているか。	条4(1)サ	
27	内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて露天風呂の湯が内湯に混入することのない構造となっているか。	条4(1)シ	
28	配管は、内部の浴槽水を完全に排水できる構造となっているか。	条4(1)ス	
29	貯湯槽は、完全に排水できる構造となっているか。	条4(1)セ	
<b>蒸気又は熱気を使用する入浴設備</b>			
30	浴場業を営む者が、外部から入浴設備内の温度を確認でき、かつ、容易に温度を調整できる装置が設けられているか。	条4(1)ソ(7)	
31	入浴設備内の蒸気又は熱気の放出口その他の放熱設備が、入浴者の身体に直接接触することがない構造とされているか。	条4(1)ソ(4)	
<b>汚水の処理</b>			
32	汚水は適正に処理し、かつ、排水が他に著しく悪影響を与えないようにされているか。	条4(1)タ	
<b>便所</b>			
33	男女側とも浴場内から利用できるようにされているか。	条4(1)チ(7)	
34	換気、採光、照明及び昆虫等の防除の設備を設けているか。	条4(1)チ(4)	
35	流水式による手洗いの設備を設けているか。	条4(1)チ(9)	
<b>適用除外</b>			
36	基準の緩和は、公衆衛生上支障がなく、真にやむを得ないと認められるものであるか。	条6	
特記事項			

## 公衆浴場内容審査表（一般公衆浴場）

件名：

番号	審査事項	適否	指摘事項等
<b>一般公衆浴場の許可基準（規程別紙）</b>			
37	物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金の指定等に関する省令により、県知事が処分する価格（統制額料金）により、入浴料金を設定すること。付帯浴室利用料金を別途徴収することを妨げないが、統制額料金による利用が基本であること。	規程	
38	入浴施設内に付帯施設及び付帯施設への動線を設けず、入浴施設と付帯施設を明確に区別すること。	規程	
39	男女各1浴室に同時に多人数を入浴させるものであること。	規程	
40	付帯浴室の合計面積は、主浴室の面積未満であること。	規程	
41	宿泊施設を伴わないものであること。	規程	
特記事項			

法：公衆浴場法、条：広島市公衆浴場法施行条例、規程：広島市公衆浴場の許可事務取扱規程

## 公衆浴場内容審査表（その他の公衆浴場）

件名：

番号	審査事項	適否	指摘事項等
<b>申請書の記載事項等</b>			
1	公衆浴場営業許可申請書の記載事項は、正しく記載されているか。 法 2-1		
<b>設置場所、適正配置</b>			
2	当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当ではないか。 法 2-2		
3	既設の一般公衆浴場との距離を 300m 以上保っているか。 条 3		
<b>施設全般</b>			
4	出入口、脱衣室、洗い場及び浴槽は、男女を区別し、互いに見通しのきかないように隔壁等が設けられているか。 条 4(1)7 条 4(2)7		
5	浴場の内部が、直接外部から見通しのきかないようにされているか。 条 4(1)イ 条 4(2)7		
6	脱衣室及び洗い場には、適当な換気設備等を設けているか。 条 4(1)ウ 条 4(2)7		
7	脱衣室及び洗い場には、採光の十分な窓を設けているか。(ただし、浴場の構造上これを設けることができない場合は、この限りでない。) 条 4(1)ウ 条 4(2)7		
<b>脱衣室</b>			
8	男女側とも入浴者の利用に十分な数の施錠のできる脱衣箱を設け、その予備として脱衣籠が適当数備えられているか。 条 4(1)キ(イ) 条 4(2)イ		
<b>洗い場</b>			
9	床面及び床面からおおむね 1m の高さまでの周壁は、石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造されているか。 条 4(1)カ(イ) 条 4(2)ウ		
10	床面は、汚水が停滞しないように勾配及び溝が設けられているか。 条 4(1)カ(ウ) 条 4(2)ウ		
11	男女側とも、入浴者の利用に十分な数の給湯栓、給水栓、洗いおけ及び腰掛けを備えているか。(個室に設ける場合を除く。) 条 4(1)カ(エ) 条 4(2)ウ		
<b>浴槽</b>			
12	石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造されているか。 条 4(2)エ(7)		
13	縁の高さは、洗い場の床面からおおむね 0.1m 以上となっているか。 条 4(2)エ(イ)		
14	浴槽内を十分に清掃できる構造とされているか。 条 4(2)エ(ウ)		
<b>配管設備等</b>			
15	ろ過器を設置する場合は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるろ過器を設置するとともに、ろ過器の前に集毛器を置いているか。 条 4(1)コ 条 4(2)7		
16	循環配管を設置している場合において、条例第 5 条第 11 項の規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入できる構造となっているか。(ただし、構造上これにより難い場合は、この限りでない。) 条 5(12)		
17	オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しない構造となっているか。(ただし、これにより難い場合であって、オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽の清掃及び消毒を定期的に行い、かつ、その湯水を塩素系薬剤等により消毒するときは、この限りでない。) 条 5(14)		
18	打たせ湯には、循環している湯水を使用していないか。 条 5(16)		
19	シャワーには、循環している湯水を使用していないか。 条 5(17)		
20	気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造になっているか。 条 4(1)サ 条 4(2)7		
21	内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて露天風呂の湯が内湯に混入することのない構造となっているか。 条 4(1)シ 条 4(2)7		
22	配管は、内部の浴槽水を完全に排水できる構造となっているか。 条 4(1)ス 条 4(2)7		
23	貯湯槽は、完全に排水できる構造となっているか。 条 4(1)セ 条 4(2)7		

## 公衆浴場内容審査表（その他の公衆浴場）

件名：

番号	審査事項	適否	指摘事項等
<b>蒸気又は熱気を使用する入浴設備</b>			
24	浴場業を営む者が、外部から入浴設備内の温度を確認でき、かつ、容易に温度を調整できる装置が設けられているか。	条4(1)㍶(7) 条4(2)7	
25	入浴設備内の蒸気又は熱気の放出口その他の放熱設備が、入浴者の身体に直接接触することがない構造とされているか。	条4(1)㍶(4) 条4(2)7	
<b>汚水の処理</b>			
26	汚水は適正に処理し、かつ、排水が他に著しく悪影響を与えないようにされているか。	条4(1)㍶ 条4(2)7	
<b>便所</b>			
27	男女側とも浴場内から利用できるようにされているか。全て個室において公衆を入浴させる公衆浴場の場合は、個室から利用できるようにされているか。	条4(1)㍶(7)	
28	換気、採光、照明及び昆虫等の防除の設備を設けているか。	条4(1)㍶(4)	
29	流水式による手洗いの設備を設けているか。	条4(1)㍶(5)	
<b>適用除外</b>			
30	基準の緩和は、公衆衛生上支障がなく、真にやむを得ないと認められるものであるか。	条6	
特記事項			

法：公衆浴場法、条：広島市公衆浴場法施行条例

## 公衆浴場内容審査表（個室）

件名：

番号	審査事項	適否	指摘事項等
<b>個室</b>			
1	個室の面積は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に規定する営業に係る個室（以下「風俗営業に係る個室」という。）にあつては10㎡以上、その他の個室にあつては5㎡以上とされているか。		
2	個室には、適当な換気及び湯気抜きを設置するほか、個室内で点滅できない照明設備が設けられているか。		
3	個室には、入浴者が脱衣するために必要な場所及び設備が設けられているか。この場合において、風俗営業に係る個室以外の個室における脱衣場所の面積は、5㎡以内となっているか。		
4	風俗営業に係る個室の出入口は、幅0.7m以上、高さ1.8m以上で開放したものとし、扉、カーテン等これを遮蔽できるものが設けられていないか。		
5	風俗営業に係る個室は、出入口から見通しのきく構造配置となっているか。		
6	風俗営業に係る個室以外の個室には、休憩場所を設けていないか。		
7	風俗営業に係る個室以外の個室には、管理人に通じる非常用のベルが設けられているか。		
8	個室への通路は共用のものとなっているか。		
特記事項			

条：広島市公衆浴場法施行条例

## 別表第 4

## 公衆浴場付加指導内容確認表（一般公衆浴場・その他）

件名：

番号	確認事項	確認	指摘事項等
<b>構造設備</b>			
1	洗い場を露天に設けていないか。	規程 <input type="checkbox"/>	
2	ろ過器を設置する場合は、浴槽ごとに設置すること。	規程 <input type="checkbox"/>	
3	循環してろ過された湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とすること。	規程 <input type="checkbox"/>	
4	浴槽への原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落としこむ構造とすること。	規程 <input type="checkbox"/>	
5	管理運営要領について、内容が条例等に基づく管理ができるようになっているか。	規程 <input type="checkbox"/>	
特記事項			

規程：広島市公衆浴場の許可事務取扱規程